

やまがた 議会だより

平成27年7月

No.113

発行 〒390-1301 長野県山形村議会（代表 平沢恒雄）
 編集 議会広報編集特別委員会 TEL0263-98-3111 FAX0263-98-3078



朝日村・山形村議会議員研修会

- 第2回議会定例会2
- 一般質問5～9
- 主な議案2
- 議会日誌9
- 山形村議会「倫理規程」問題4
- キャッチボール10

平成27年 第2回 議会定例会

国民健康保険税の減額改正を可決

改正内容は、加入者1人当たりの均等割分を、年2千円減らすほか、所得や資産に応じた税率の引き下げ措置も盛り込み、加入者1人当たりの税額は平均で年間5千円程度減る見通しで、本年度分から適用となる。村の加入者の近年の医療費が減少してきていることを受けた措置。

平成27年第2回山形村議会定例会は、6月10日から18日までの9日間開催された。報告をはじめ条例改正の専決処分、条例改正、平成27年度補正予算をはじめ、請願4件、陳情1件が各常任委員会の審査を経て原案どおり可決された。一般質問は11日に11人が村政全般について質問した。

報告

・平成26年度山形村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

承認

・山形村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

(承認全会一致)
・山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

条例改正

・山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(原案可決全会一致)
・山形村介護保険条例の一部を改正する条例について
(原案可決全会一致)

補正予算

・平成27年度山形村一般会計補正予算(第1号)

(原案可決全会一致)
・平成27年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(原案可決全会一致)
・平成27年度山形村介護保険特別会計補正予算(第1号)
(原案可決全会一致)
・平成27年度山形村下水道事業会計補正予算(第1号)
(原案可決全会一致)

請願

第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書

(採択全会一致)
第2号 「安全保障関連法」案を国会で成立させないよう要請する請願書
(採択賛成多数)

陳情

第3号 「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)」の採択を求める請願書
(採択全会一致)
第4号 「国際平和支援法案」および「平和安全法制整備法案」制定に反対する請願
(採択賛成多数)

発議

る陳情書
(採択全会一致)
採択された請願1号および3号・陳情1号は国会及び関係大臣に意見書を提出
(可決全会一致)
請願第2号および第4号は趣旨が同一とみなし意見書を国会及び関係大臣に提出
(可決賛成多数)



山形村下水道施設 ウォーターバル

安保関連法案を成立させない請願

反対討論

増澤 武志

昨今の国際情勢は、いつ不測の事態が起こっても不思議ではない不安定な要因を抱えている。政府には、国会で十分な審議、国民的な議論により理解を得る努力を期待する。

地方自治法第99

条には「議会は当該公共団体の公益に関する事件につき」意見書を提出することができるとある。

本請願は、国の専決事項である安全保障、防衛問題である。これは権限外であり、明らかにこの条文の主旨を逸脱している。山形村議会のあるべき姿勢として控えるべきと考え

議論の焦点

賛成討論

大月 民夫

安保関連法案は戦後70年、歴代の内閣が踏襲してきた、憲法に基づき「戦争をしない国」という世界に発信してきた国是を、「軍事力行使国家」に大転換しようとする法案であることが明らかになった。憲法に関わる国を左右する問題は、法律に則った手順で正々堂々と丁寧の説明し、その上で国民の信を問うことが必須である。

外交・防衛に関する、町村の権限外の内容ではあるが、日本国民全てに影響がある公益性上の観点から「拙速に法案を制定しないよう」他の自治体と手を携え大きな発言力とすべきである。

福祉文教常任委員会 報告

5月15日(金) 閉会中の事務調査として、児童館の実態調査と今年度予算化された児童館内の工事箇所の視察を行なった。小林子育て支援課長と児童館担当の篠町課長補佐より現場説明を受け、その後質疑応答を行なった。



放課後児童の様子

総務産業常任委員会 報告

4月17日(金) 松本市NPO法人、SCOPへ行き、

大型店撤退による村内中心部の空洞化が懸念される件について話を聞いた。経営統括兼主席研究員の北村大治氏からは今、国は「まち・ひと・しごと」ふるさと創生事業を進めている。国、県で後押しをしてくれる今こそ、各自自治体で地域創生、総合戦略を活用するべきとの話があり、5月に正副委員長で、村側にこの件を報告した。村長、総務課長からは、前向きに考えていきたいとの話があった。



SCOPIにて

朝日村・山形村

議会議員研修会

7月1日(水) 平成27年度、朝日村・山形村議会議員研修会があった。最近県下でも地震、豪雨による大きな災害等が発生している。長野県危機管理防災課の防災指導員、玉野井博氏を講師に招き、地域の防災力をアップしようと題し「災害クロスロード」を両村の議員が交流して行なった。その後下竹田防災拠点施設にて、下竹田区長の小山さん、前区長の村上さんより説明を受け、施設を見学しながら研修をした。

災害の初動の大切さ、隣近所の連携の重要性、訓練の繰り返しが必要、性を改めて感じ、行政に任せるだけでなく、家庭で個々にコミュニケーションを図り、防災力アップにつなげたい。



下竹田防災拠点施設

山形村議会「倫理規程」問題

昨年、議長諮問の形で議会運営委員会が「議会倫理規程」の素案を作成し、全員協議会にて意見集約の後、再度議会運営委員会にて修正したものが示されました。全文掲載は紙面の都合等でできませんが、議論が多い条文の抜粋を掲載致します。

第一条（目的） 村議会議員の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を主権者たる村民に宣言し、もって村民に信頼される開かれた民主的な村政の発展に寄与することを目的とする。

第四条（請負契約の遵守事項） 議員が役員をし、または実質的に経営に携わる法人は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議員の兼業に関して村民の疑惑を招くことのないように、村に対して行う請負その他の契約を辞退するよう努めなくてはならない。ただし、災害時で緊急を要するとき、または請負契約等の締結を辞退することにより、本村の行政執行に著しい支障がある場合を除く。

第五条（兼職に関する遵守事項） 次の各号に掲げる代表者就任は、議会運営の公正を図るため辞退するよう努めなければならない。ただし、法令等により議員が就任する必要があるものはこの限りではない。

第六条（政治倫理審査の請求） 議員について第三条に規定する政治倫理基準、又は、前条に違反する疑いがあると認められるときは、村民にあっては選挙権を有する50名以上の者の連署、議員にあっては2人以上の議員の連盟で、違反しているという疑いに足る事実の証拠書類を添えて、審査請求書により議長に審査の請求をすることができる。

- い。
- (1) 村から補助を受けている、当該団体の代表にあたる職。
 - (2) 行政区の長。
 - (3) その他、議会運営の公正を妨げると思われる職。

全議員に対するアンケート結果

	第1条 目的に対し	第4条 請負契約の遵守 事項に対し	第5条 兼業に関する遵守 事項に対し	第6条 政治倫理審査の 請求に対し
大月民夫	①	①	①	①
新居禎三	①	⑤	⑤	⑤
竹野入恒夫	①	①	①	①
籠田利男	①	⑤	⑤	⑤
三澤一男	①	①	①	②
小林武司	①	②	②	④
増澤武志	①	⑤	⑤	⑤
平沢恒雄	①	④	④	⑤
赤羽千秋	①	①	①	①
大池俊子	①	①	①	①
西牧一敏	①	⑤	⑤	⑤
上条浩堂	①	①	①	①

各設問に対し ①賛成 ②どちらかといえば賛成 ③わからない ④どちらかといえば反対 ⑤反対

そこが聞きたい 一般質問

6月議会定例会は11日に一般質問が行われ、村政全般に亘って11人が質問した。

空き家特別措置法が 全面施行・村の対応は 所有者との協議を優先する



竹野入恒夫 議員

Q 全国的に空き家の増加が問題になるなかで、市町村が倒壊のおそれなどがある空き家を強制的に撤去できることなどを盛り込んだ特別措置法が、5月26日、全面施行された。村として、どの様に対処するのか。

A 村長 国からはガイドラインが示された。防犯防災上危険な空き家や、所有者の不明な建物の処分対策として特別措置法では、強制撤去も可能とした点が法律施行の大きなポイントと

考えている。山形村における空き家は、概ね所有者がはっきりしており、長期にわたって放置されている物件についてはそれほど件数が多くなく、常に指導や勧告ができる状態のものとして捉えている。

当面は法に基づいた条例制定などをすぐに行なうことは考えていない。所有者との連絡を密にして、空き家の処分が必要な場合には、相談に乗るなどより良い方法を一緒に考えていきたい。

これまで問題にされていた小坂区中原地籍の廃屋についても、所有者との何度かの協議により5月に解体処分した。

空き家も、個人の所有財産で常に管理責任があることを自覚してもらいたい。必要な指導を行なっていくことで当面は様子を見たい。

その他に、石捨て場・砂利置場の設置を質問した。

清水寺の修繕費が不足するが 不足する分は 村で補助することができる



増澤武志 議員

Q 清水寺の保護、保存について、村長の考えは。

A 村長 清水寺は伝承によると千3百年の歴史をつなぐ財産である。先人の残した歴史、文化を守り、後世に伝えることが村民の使命だと思ふ。

Q 保存会の修繕費用が足りない時、村はどう対応するか。

A 村長 文化財保護条例第十六条により保存会に補助をすることができると。

Q 山門の屋根の修理は「萱を取り去り同じ形で木枠を組み銅板をふく」案が示されている。

これは、形だけを模倣する案だ。文化財の価値を棄損する案には反対だ。創建当時の技術と材料（萱ぶき）で忠実に復元すべきだ。

A 村長 当時の技術、材料で修理し残していくことは大事だ。技術の承継にもなる。

Q 史料に基づき解体修理をし、復元した姿は後世に引き継ぐ文化財だ。国の重要文化財や県宝へ指定を目指してはどうか。

A 村長 山形村にとつて、京都の清水寺の大西良慶氏に真澄さんが嫁がれた強みがある。江戸時代の3百年の歴史が復元され、県宝に指定されれば非常にうれしいと思う。

その他に、まち・ひと・しごと創生総合戦略、清水高原簡易水道事業について質問した。

清水寺山門



山形村公契約条例制定について

村長 条例制定の予定ない



籠田利男 議員

で制定した他は聞いていない。今後他の市町村の状況を見ながら検討していきたい。

Q 契約制度に関する審議会の設置は。

A 公契約審議会・公契約執行適正化委員会等は。

Q 契約に関する村の基本理念は。

A 村長 長野県下の市町村においても県

唐沢地区畑地

かんがい施設について

村長 老朽化で、早期に更新が必要



小林武司 議員

Q 畑地かんがい施設は

A 村長 唐沢地区の畑地かんがい施設は村でスプリンクラーが最初に設置された地区で老朽化が進んでおり、本管も石綿管が使用されている。

Q 唐沢地区(42ha)は、昭和45年に竣工し、45年経過後、事故も多く更新整備を望む声が聞かれる。村の考え方、方針は。

A 村長 平成21〜24年度にかけて散水栓や加圧ポンプの取り替えなど、補助事業で一部施設整備をした。しかし、本管の経過年数

も必要性があるまで様子を見たい。

Q 要綱による行政指導の範囲は。

A 村長 要綱についても、これからの検討課題としたい。

Q 担い手3法を合わせた条例制定は。

A 村長 条例制定の必要性が生じた時点で、関係した法律の内容を加味した条例制定になると思う。

を考えると、いつ大きな事故が発生してもおかしくない現状だ。早期に更新が必要だと思われる。

Q 補助事業で更新する場合の問題点は。

A 村長 更新事業としては、県営畑地帯総合土地改良事業で、補助率は国、県あわせて75%を想定するが、更新面積や申請時の同意率などの要件がある。

Q 平成15〜21年に更新された他地区と同時更新ができなかった主因は、地区の同意がまとまらなかった点だが、山形村畑地

Q 建設業に携わる村民の生活確保は。

A 村長 村の工事発注に関して地域振興の観点から地元事業者を優先的に配慮している。村内には建設に携わる事業者の方が多いので、リフォーム助成事業の継続など、建設事業の活性化につながる事業は今後も継続できるように検討していきたい。

かんがい組合や、中信平右岸土地改良区とも協力して、更新に向けての説明会などで地元受益者の理解と賛同を得て推進していきたい。

唐沢団地・森林整備の検証

村長 切捨て伐採木による災害防止で定期巡回対応を検討する



大月民夫 議員

Q 平成23年から4年計画で松本広域森林組合が実施した「唐沢団地・森林整備事業」は、実施計画に沿って完了されたのか。また国・県からの交付金は適正に取得されたのか何う。

A 村長 国及び県から、実績に伴う適正な交付金を受け「間伐事業」「作業道の開設」「境界の確認作業」を計画通り平成26年度で完了した。作業道の入り口に「進入禁止ゲート」が設けられていない箇所があり、関係者以外の進入による、事故発生や不法投棄の心配がある。

Q 切捨て間伐実施の一部地籍で、放置間伐材が徐々に「沢部分」に集積し、集中豪雨発生時には間伐材によるダム化が起因する災害を危惧する声があるが。

A 村長 基本的には、山林所有者と松本広域森林組合で協議の上対応したいが、村としても早急の処置を申し入れる。

Q 村長 基本的には、山林所有者と松本広域森林組合で協議の上対応したいが、村としても早急の処置を申し入れる。

その他に公共施設の環境整備計画について質問をし、トイレの洋式化とバリアフリー化に向けた総合的な検討着手の方向性を確認した。



中信右岸唐沢調整池

スカイランドきよみずの 将来の展望は

村長
黒字化に協力する



西牧一敏 議員

Q 築20年になるスカイランドきよみずも将来の方向性を考える時期ではないか。

A 村長 大きな課題はスカイランドきよみずの指定管理者の継続である。今年度継続が決まり、まず黒字化するよう協力していきたい。その中で有利な起債や補助金を活用して継続を図っていきたい。

スカイランドきよみず

A 村長 現在の第3次計画では、委員会などで男女の比率を5割とするように目標を設定している。また、村職員の女性管理職の割合も更に向上するように努めている。

Q 女性の消防団に入団について考えはあ

A 村長 女性消防団員の話題は議論されてきた経過はあるが、消防分団長会議では、男性団員ではほぼ定員数がカバーされているので、当面は女性団員の加入は据え置くとの報告を受けている。

A 村長 女性消防団員の話題は議論されてきた経過はあるが、消防分団長会議では、男性団員ではほぼ定員数がカバーされているので、当面は女性団員の加入は据え置くとの報告を受けている。

女性の入団をお願いする状況となった場合は、当然、入団しやすい環境づくりを進めていく予定だ。

その他に、道路の安全対策について質問した。

Q 「男女共同参画の実態について」

村はどのような女性の活躍分野を考えてきたか。

村の今後の課題は

村長
移住受け入れ体制の整備が課題



上条浩堂 議員

Q 村長が村の今後をどのように考えるか。

A 村長 将来的に人口減少への危機感はあるが、村が消滅するとは思わない。人口8千人規模を想定し、村民が自立困難と判断するときまで村は存在すべきと考え

る。移住策に関しては、現在村に規定がないので、都会からの移住希望に対する受け入れ体制の整備が課題。

ふるさと教育は、地域の自然・歴史・文化・伝統行事・産業といった教育資源を活用し、学校・家庭・地域が一体となつて、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育むことを目的に

して、郷土愛の育成と定住意識の高揚に大いに期待する。

防災訓練に関しては、災害時に備えての行動マニュアルの策定や関係機

関との協定の取り決めをしている。各自防災会や消防関係者と訓練内容の準備を始める。真剣な取り組みになるよう検討したい。



将来を担う村の子どもたち

「いきいきシンポジウム」は 村づくりの一貫としての計画か

村長
健康と観光の位置付け



大池 俊子 議員

Q このシンポジウム
は、村長施政方針の
健康寿命延伸の村づくり

一貫としての計画か。

A 村長 健康と観光
としての位置付けが

高い。まだ全体の骨子を
決めてないので検討項目
である。観光協会の地域
間交流の継続事業と位置
付けている。

Q 百50周年に向けて
の第1歩であるなら
なぜ民の開催か。参与を
お願いする団体へ村長通
達とはどういうことか。

A 村長 あくまでも
民の開催である。実
行委員長をお願いするに
しても、全く分からない
状態では計画は実行でき
ないので、イメージを作
って推進の概要をお願い
した文書であり、正式な
公文書での村長通達では
ない。名前は「文責」と
して書いた。

Q 午前中の阿部知事
と森貫主との対談は。

A 村長 公の仕事と
して行なう。

Q 昨年の小学校音楽
会是小樽へ行き、今
年も再び重なったが。

A 村長 小学校へは
行かれないことをお
話ししてきた。

Q その他に、合葬式墳墓
の創設について・戦争法
案をどう受け止めるか、
について質問した。

A 村長 システム改
修は、国の補助金に
より進めている。総務課
では、システム改修、住
民課では個人付番作業を
行なうことになっている。

Q 村民への周知と流
れを聞きたい。

A 村長 広報では3
月から掲載している。

Q 6月号も予定。10月から
は個人番号通知カードが
各家庭に送付される。平
成28年1月から、個人カ
ードを希望する住民の申
請に対して交付される。

村の対応は

「マイナンバー制度」

村長
総務課・住民課で
作業は行なっている



三澤 一男 議員

Q 国は行政手続きに
おける個人を識別す

るため、マイナンバー制
度を今年10月から住民票
があるすべての個人に12
桁の番号を付与し、来年
1月から番号カードが交
付されることになってい
るが、村の対応はどのう
つているのか。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

その他に、行政手続き
の効率化による住民サー
ビスはどうなるか、また
日本年金機構の個人情報
漏えい問題等から個人情
報の保護と安全性につい
て質問した。

自主防災訓練について

村長
初期対応を最重点に



赤羽 千秋 議員

Q 今年で10年目にな
る地震総合訓練は、
内容のマンネリ化が否め
ない。訓練の見直しは。

A 村長 6月下旬に
区長の会、消防団関
係者等を含めて詳細につ
いて検討する段階である。

Q 行政は防災訓練実
施にあたり何を重点
としているか。

A 村長 自主防災組
織の充実を図ること
地域での自助共助での活
動が求められることとな
るので、地域住民の一時
避難の安否確認と建物の
下敷きや建物内に閉じ込
められた住民の救出など
初期対応の重要性を最重
点に考えていきたい。

Q 防災訓練の年2回
実施はどうか。

A 村長 訓練に回数
制限はないので、常
に訓練することは大事な
ことと思う。行政主導の
訓練だけでなく地域自主
防災会や連絡班単位で、
学習の時間をとって、災
害に関する認識を深めて
いたいただきたいと思う。

Q 隣近所の絆強化の
ための活動は。

A 村長 日頃からで
きる災害対策につな
がる行動、隣近所で常に
声かけやあいさつ、人間
関係が築ける地域社会を
目指していきたいと考え
る。



消防訓練

総合戦略策定のポイントは

村長 幅広い意見集約を行なう



新居 禎三 議員

Q ひと・まち・しごと創生法が施行され、各自自治体に総合戦略の策定の努力義務が課されているが、村では策定にあたって特色を生かしたプランのポイントは何か、またどのようなプロセスを考えているのか。

A 村長 コミュニティバスの認知度が上がって、村内の利用者が増加している。主な利用者は学生であり、今後の利用見込みを推計することは難しい面があるが、実態調査などの結果を参考にしながら今後設置される公共交通検討会議などで対応を考えていきたい。

A 村長 できる限り多くの住民の皆さんの幅広い意見集約を行ない戦略の中に反映できるかがポイントであり、懇談会の開催や、各種会議などできるだけとらえて考えていきたい。

Q 西部コミュニティバスD線の朝のダイヤで、1台では乗り切れず、2台での運行が常態化しているが、村として今後どのような対応を考

えているのか。



西部地域コミュニティバス

— その他に、マイナンバー制度について質問した。

議会日誌

△4月▽

- 2日 保育園入園式
- 3日 小学校入学式、鉢盛中学校入学式
- 11日 山形村消防団総合訓練
- 16日 定例全員協議会
- 16日 福祉文教常任委員会
- 17日 総務産業常任委員会
- 24日 山形小学校歓迎会

△6月▽

- 15日 福祉文教常任委員会
- 18日 定例全員協議会
- 19日 花壇づくり
- 22日 初当選議員研修会
- 10日 第2回定例会
- 11日 一般質問
- 15日 総務産業常任委員会
- 16日 福祉文教常任委員会
- 18日 定例会最終日
- 20日 合同障がい者スポーツ大会
- 26日 小学校音楽会

△5月▽

- 1日 鉢盛中学校歓迎会
- 2日 清水寺八十八夜祭
- 8日 戦没者・海外移住物故者慰霊祭

第2回定例会に傍聴いただきましたこと、お礼申し上げます。
 次回の定例会にもぜひ傍聴されますことお待ちしております。

また、随時議会全員協議会、総務産業常任委員会、福祉文教常任委員会を開催しておりますので、傍聴される方は議会事務局にお尋ねください。
 次回の定例会は9月です。一般質問には、多くの皆様の傍聴をお待ちしております。

旬の味

西山の緑も日増に濃くなり季節の移りは早く夏至も過ぎ村の事業も着実に進行しています。第2回定例会も終わりました。本年度の国保税は、健康づくり推進委員の努力による健康・スクリーニングの受診率の増加傾向により医療費が減少し軽減の方針で可決されました。一人当たり平均で5千円位減額されます。今後とも国保税にご理解・ご協力をお願いいたします。

6月26日に山形小学校の音楽会を聴く機会がありました。3月に保育園を卒園され4月小学校に入学した1年生の発表（おむすびころりん）を聴いた時、成長の姿に驚きました。卒業式で校長先生が5年生に来年は山形小学校をまとめる6年生になるようにと激励されましたが、音楽会では立派に成長され「見えない翼」の発表には大変感動しました。逞しい雄姿を見ることで、校長先生始め学校関係者の御努力に感謝申し上げます。御家族が大勢参加され盛り上げた音楽会の雰囲気、山形村の未来が見えました。

平沢 恒雄



政治不信が 投票率を下げる

古川 文絵

(上竹田)

投票可能年齢を下げたところで政治に興味がない若い人、または頼れる政治家がいらないなどの理由から、全体への変化は見られないと思います。また頼れる政治家がい

ないという点においての理由の一つとして、近頃の大臣の交代が頻繁に行われすぎているため、政治の安定が保てないことと、政治に興味がない若い世代の人にしてみれ



与えられた “選挙権”

横水 優希

(下竹田)

選挙権をもつ年齢が20歳以上から18歳以上に引き下がりました。これによるメリットは、少子化が進む中で若者の意見を取り入れる機会が増えること。そして、既に18歳以上に選挙権を与えている、外国と足並みが揃うことだと思えます。デメ

リットは、若者がしっかりと意志をもった投票ができるかという不安があることです。友人に選挙について尋ねてみると「よくわからぬ」という答えが多く聞かれ、私を含め大多数が選挙というものが急に身近なものとなり動揺し

ば、現在の大臣すらあやふやな人もいるということとは大きな問題だと思います。

キャッチボール
私の一言
みなさんと議会
-18歳からの選挙権-

ているのが事実です。この状態できちんと投票をすることができると、もっと言えば選挙に行くことができるのかは疑問です。選挙権をもつ年齢を引き下げ、参政する人を増やしたのに投票率は下がってしまった。そんなことになったら何だか切ないし、日本の将来が不安になります。私達も「そろそろ自国の政治についてもっと真剣に考えていかなければならないんだなあ」と感じました。



日本を担う僕たちが もつと政治に関心を!

窪田 和哉

(小坂)

選挙権が18歳から引き下げられて、予想よりも早くに選挙権を持つことになりました。ですが、今まで政治に関してほとんど興味が無く、ニュースを見たり、新聞を読んだりして、政治のことを考える機会はほと

んどありませんでした。そんな僕が突然選挙権を与えられて、何も知らない状態で投票に行くことに抵抗を感じます。ですが少子化の進む今の日本が、もつと政治に関心をもち、世の中を知るため



気になる 投票率の低さ

武藤 哲平

(上大池)

私は、現在17歳で今年18歳になる。先月、法律により選挙権が20歳から18歳に引き下げられた。早くて来年の夏の参議院選挙から実施される。ニュースはよく見る方だが、政治についてはよ

くわからない。友達とも、そんな話はしない。しかし、18歳から投票することになったのでそんなことは言っていられない。私が気になることは、投票率が低いことだ。自

分達が生活していくためには、自分で考えてどこが一番ふさわしい党か決めて投票に行くべきだ。これからは、私達も投票することができる。まだまだ、政治についてわからないことが多い未熟な私達ですが、これからは大切な一票になっていくので、投げやりに投票するのではなく、私自身の考えを持って投票をしたい。